

1 2 月 1 8 日 (第 3 日)

12月18日(金)第3日 午後3時00分開議

出席議員

1番	浜先秀二	2番	上松英邦
3番	吉野伸康	4番	山本秀男
5番	大石秀昭	6番	片平司
7番	沖元大洋	8番	野崎剛睦
10番	林久光	11番	住岡淳一
12番	山根啓志	13番	登地靖徳
14番	浜西金満	15番	山本一也
16番	山木信勝	17番	扇谷照義
18番	沖也寸志	19番	新家勇二
20番	上田正		

欠席議員

9番 胡子雅信

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中達美	副市長	正井嘉明
教育長	万治功	総務部長	酒永光志
市民生活部長	西山弘行	福祉保健部長	徳永信幸
産業部長	島本俊明	土木建築部長	幸野潔
会計管理者	空久保博志	教育次長	重川忠道
消防長	岡野数正	企業局長	大越静博
総務課長	土手三生	財政課長	久保和秀
企画振興課長	有馬博之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井栄藏
議会事務局次長	河下巖
議事調査係長	新庄啓子

議事日程

日程第1	発議第15号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案の提出について
日程第2	発議第16号	「非核日本宣言」を求める意見書案の提出について
日程第3	発議第17号	独立行政法人国立病院の存続・拡充と、医師・看護師等の大幅増員に関する意見書案の提出について
日程第4	発議第18号	「江田島青少年交流の家」の国事業として存続を求める意見書案の提出について

開会（開議） 午後 3 時 0 0 分

○議長（上田 正君） ただいまの出席議員は 19 名であります。

胡子雅信議員から欠席の連絡が入っております。

定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 8 回江田島市議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に先立ち、大越企業局長から報告の申し出がありましたので、これを許します。

大越企業局長。

○企業局長（大越静博君） 失礼いたします。

12 月 10 日の定例議会にて、交通船事業会計補正予算の議決をいただいた折に、ご本人さん、今日欠席でございますけれど、改めてご本人さんに私の方からご報告いたします。9 番議員、胡子議員さんから、条例改正の必要性についてご質疑を受け、お答えできませんでしたことについて報告させていただきます。

現行条例を精査しましたが、該当する記述は見当たりませんでした。

その合法性について専門家の指導を受けましたところ、結果として、議会で議決をいただき、当事者の異論は過去も現在もないことから、追認事項でお願いしてよい。という見解でした。併せて、議会が議決しても根拠条文がない場合、どこまで拘束できるのかという疑問も残りますので、例規の整理を行うべき。という判断です。

追認事項の内容ですが、例規集の第 3 巻 7、326 ページに江田島市水道事業職員の給与に関する規定がございます。そちらの第 2 条に、職員に対して支給する給与に関する事項は、中ほどを省略しまして、江田島市一般職の職員の例による。という記述がございます。この条文に準じた内容の規定を設けるべく、現在、事務処理を進めております。

規定ですので、皆様にお諮りする場はありませんが、ご承諾くださいますようお願いいたします。

貴重なご意見、本当にありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（上田 正君） 以上で報告を終わります。

日程第 1 発議第 15 号

○議長（上田 正君） 日程第 1「発議第 15 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案の提出について」を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

11 番 住岡淳一議員。

○11 番（住岡淳一君） 江田島市議会議長 上田 正様。

提出者、江田島市議会議員 住岡淳一。賛成者、江田島市議会議員 沖 也寸志。賛

成者、江田島市議会議員 山本一也。賛成者、江田島市議会議員 浜西金満。賛成者、江田島市議会議員 胡子雅信。賛成者、江田島市議会議員 吉野伸康。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

この発議案の内容は、別紙のとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、「発議第15号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案の提出について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議第16号

○議長（上田 正君） 日程第2「発議第16号 「非核日本宣言」を求める意見書案の提出について」を議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 発議第16号。

平成21年12月18日。

江田島市議会議長 上田 正様。

提出者、江田島市議会議員 山本一也。賛成者、江田島市議会議員 浜西金満。賛成者、江田島市議会議員 胡子雅信。賛成者、江田島市議会議員 吉野伸康。賛成者、江田島市議会議員 住岡淳一。賛成者、江田島市議会議員 沖 也寸志。

「非核日本宣言」を求める意見書案の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

意見書の提出先は、内閣総理大臣と外務大臣であります。

この発議案の内容は、別紙のとおりであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、「発議第16号 「非核日本宣言」を求める意見書案の提出について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第17号

○議長（上田 正君） 日程第3「発議第17号 独立行政法人国立病院の存続・拡充と、医師・看護師等の大幅増員に関する意見書案の提出について」を議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

14番 浜西金満議員。

○14番（浜西金満君） 発議第17号。

平成21年12月18日。

江田島市議会議長 上田 正様。

提出者、江田島市議会議員 浜西金満。賛成者、江田島市議会議員 山本一也。賛成者、江田島市議会議員 住岡淳一。賛成者、江田島市議会議員 胡子雅信。賛成者、江田島市議会議員 沖 也寸志。賛成者、江田島市議会議員 吉野伸康。

独立行政法人国立病院の存続・拡充と、医師・看護師等の大幅増員に関する意見書案の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

意見書の提出先としまして、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。

この発議案の内容は、別紙のとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これより、「発議第17号 独立行政法人国立病院の存続・拡充と、医師・看護師等の大幅増員に関する意見書案の提出について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第18号

○議長(上田 正君) 日程第4「発議第18号 「江田島青少年交流の家」の国事業として存続を求める意見書案の提出について」を議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

15番 山本一也議員。

○15番(山本一也君) 発議第18号。

平成21年12月18日。

江田島市議会議長 上田 正様。

提出者、江田島市議会議員 山本一也。賛成者、江田島市議会議員 浜西金満。賛成者、江田島市議会議員 住岡淳一。賛成者、江田島市議会議員 沖 也寸志。賛成者、江田島市議会議員 胡子雅信。賛成者、江田島市議会議員 吉野伸康。

「江田島青少年交流の家」の国事業として存続を求める意見書案の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

意見書の提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

この発議案の内容は、別紙のとおりであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、登地靖徳議員。

○13番(登地靖徳君) この説明書を読めば分かるようなものですがね、陳情しても、それが見込みが薄い可能性が出てくる可能性が見られるんで、そうしたときに、こ

の江田島市がどう取り組むかという問題が将来出てくる可能性があるんじゃないか思うんでね、多少この文章以外のことで、市長さんは何か情報を得ておるんじゃないかと思うんで、補足説明してもらえればありがたいと思うんですが。

○議長（上田 正君） 登地議員にお答えします。

この質疑は、市長に対してはできませんので、委員長に対してということになりますんで。

はいじゃあ、提出の経過だけ、経緯についてだけを説明するということで。いいです。

15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） このことについては、ここに書いてあるとおり青年の家の方から出されたものでありまして、登地議員の方から出してもつまらんのじゃないかいさっきの質問ですが、出してもつまらん、出さんでもつまらん、出した方がいいと思いますので、私たちは出すことに決定しました。

○議長（上田 正君） 13番 登地議員。

○13番（登地靖徳君） 「つまらんと」そういう表現をしたつもりはないんじやが、ちょっと表現がまずかったような気がして。それならそれで、私らも、今後、さっきのような廃止という問題が出る可能性がある案件だと思うので、それに対してやっぱり執行部も我々議員も真摯に検討していく必要があるかと思ひまして。

以上です。

○議長（上田 正君） はい、分かりました。

8番 野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） この青年の家が、自由民主党のときから、ちょっと利用が落ちているから廃止の危機にあるんじゃないかというように感じておったわけなんですけど、そして、今年の秋に民主党に政権が代わって、事業仕分けがされているわけなんですけど、この事業仕分けの中で、こういう青少年交流の家が上がってどのようになったのか、そこらを知っているところを教えてください。

○議長（上田 正君） 野崎議員にお答えします。

今の提出の経緯というのは、なあようにならんようにいうことで、うちの方で出すということしか答えられんということ。いいですか。

15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） この江田島市から1つの施設がなくなるということは、私は、江田島市の発展のため、また存続のためにもよろしくないという思いで、この提出については賛成いたしました。そういう経緯で提出したわけでありまして、野崎議員の方も、そこらのところは十分酌み取っていただきたいと思ひます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、「発議第18号 「江田島青少年交流の家」の国事業として存続を求める意見書案の提出について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終わります。

これにて、平成21年第8回江田島市議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さんでした。

(閉会 15時20分)

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員